

共同募金事業の在り方について

目次

- 1 共同募金事業の概要について
- 2 共同募金事業の見直しについて

参考資料

1 共同募金事業の概要について

1 共同募金事業の概要について

事業概要

(事業目的)

共同募金とは、都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間(10月1日から翌年3月31日まで)に行う寄付金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分することを目的とする事業である(社会福祉法第112条)。

(実施主体)

共同募金会(法第113条第2項) ※共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人

(募金実績)

※共同募金は、昭和22年から実施。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
募金実績額	190億円	187億円	185億円	181億円	179億円	176億円	174億円	169億円	170億円	168億円	161億円

(集められた募金の使い方(例))

高齢者や障害者等を対象として行う食事、入浴サービス事業、住民全般を対象として行う各種福祉研修・講座開催事業、機材整備資金など、地域福祉の推進のために行われる様々な事業が対象。

共同募金の配分

- 共同募金運動で集められた寄附金は、集めた都道府県内の民間社会福祉施設や福祉団体等に配分される。

【配分のルール】(社会福祉法第117条)

- ① 社会福祉を目的とする事業を経営する者以外の者に配分してはならない。
- ② 配分を行うにあたっては、配分委員会の承認を得なければならない。
- ③ 募金の期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、配分しなければならない。
- ④ 国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。

※ 共同募金の配分を受けた者とそうでない者との公平性を考慮するため、共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後1年間、その事業に必要な資金を得るための寄附金募集が禁止されている(法第122条)。

※ 平成12年の社会福祉事業法(現:社会福祉法)の改正で、大規模災害に対応するための準備金の積立て等に関する規定を整備し、災害が発生した際には準備金を取り崩し、他の都道府県共同募金会の支援のために拠出することも可能。

(福)中央共同募金会(法第124条)

- ・募金運動の全国的企画
- ・都道府県共募との連絡調整
- ・資料の収集、調査研究、啓発宣伝

(会長) 村木 厚子
(副会長) 古都 賢一

都道府県共同募金会(法第113条)

- ・募金運動の計画
- ・募金目標額の決定、募金活動、配分
- ・募金実績及び配分結果の公表

共同募金委員会(市町村)

※県共募の内部組織

- ・募金活動
- ・広報活動
- ・ボランティア組織の編成

1 共同募金事業の概要について — 募金の実施状況 —

配分実績

- 令和5年度においては、約45,000件の団体に対し配分しており、配分額全体の約6割が「社会福祉協議会」、約4割が「福祉団体等（当事者団体、ボランティア団体等）」に配分されている。

団体の種類	件数	配分額（円）
社会福祉施設	683	406,010,976
社会福祉協議会	20,646	8,345,935,782
NPO法人	803	275,069,711
福祉団体等	22,799	4,915,900,419
合計	44,931	13,942,916,888

令和5年度実績

<共同募金 1団体あたりの平均配分額の推移>

単位：円

団体の種類	H20	H25	H30	R5
社会福祉施設	465,743	641,088	538,797	594,452
社会福祉協議会	394,094	413,516	400,447	404,240
NPO法人	268,286	280,181	260,770	342,553
福祉団体等	188,410	199,052	175,385	215,619
合計	278,341	295,357	275,923	310,318

【団体への配分事例】

送迎用車両整備事業




福島県 特定非営利活動法人 クローバー福祉会 ワークフレンドくら

赤い羽根共同募金の助成により、10人乗りの新車の送迎車両を購入することが出来ました。事業所が所在する場所は公共交通機関が通っておらず、ほとんどの利用者が毎日送迎サービスを利用しています。新車を購入出来たことで安全かつ快適な移動を確保出来るようになりました。利用者の皆さんも新しい車が来たことと大喜びしています。

声かけ・見守り、買い物・通院送迎、ゴミ捨てその他の生活上の支援（高齢者対象）




岡山県 西一たすけあい隊

無償で高齢者の支援活動を続けていましたが、昨今のガソリン代等の高騰を受け、隊員の負担が増え困っておりまして。しかし、ガソリン代等の助成をうけることができたおかげで隊員たちのモチベーションも上がり、活動を続けています。免許返納をされた方からは「車がなくなり困っていたが、送迎やゴミ捨てなどのサポートをしてもらい本当に助かっている」と感謝の声も届いています。

福祉教育実践校事業




静岡県 袋井市社会福祉協議会

袋井市では18の小学校・中学校・高等学校が福祉教育に取り組んでいます。福祉教育では車いす体験やアイマスク体験、地域の当事者講師（身体や視覚、聴覚に障害のある方）による講話などを行いました。子どもたちからは「今まで気づかなかった色々なことが知られてうれしかった」「福祉はみんながしあわせになることだと思った」という声が聞かれました。

防災体験会




長野県 社会福祉法人 筑北村社会福祉協議会

防災グッズの展示や体験を通して、いざという時のための備えを確認できました。実際に災害が起きたと想定して、その状況を体感したり対処法を学んだりすることで、有事の際にも冷静に行動できるよう訓練ができたと思います。日頃から災害に対して関心を持ち、さまざまな防災に関する知識も得られました。

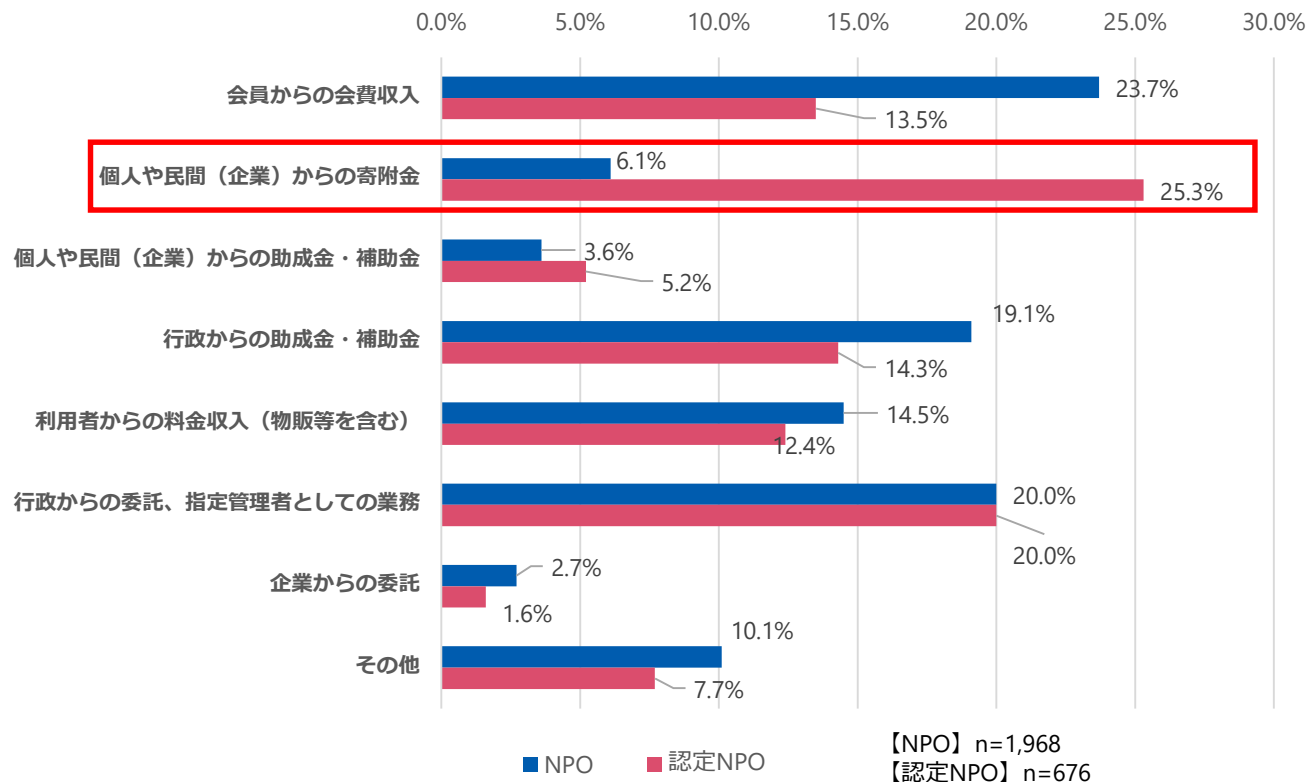
民間主体の地域福祉の推進を図ることを目的とした共同募金事業は、地域住民から広く寄附を募り、地域に根ざした幅広い活動に対し寄附金を配分することで、地域で支え合う互助の基盤づくりに大きな役割を果たしている。

1 共同募金事業の概要について —寄附を取り巻く状況—

活動団体の主な収入源

- NPO法人のうち、認定NPO法人では「個人や民間（企業）からの寄附金」の割合が最も高い。

NPO法人の主たる収入源



6. 終わりに（抄）

- 上記の事項のほかにも、例えば、
 - ・ 今回のとりまとめを受けた対応状況を踏まえ、いずれは生活困窮者自立支援制度の在り方そのものを検討することも考えるべき。
 - ・ 支援の在り方について、改めて伴走型の支援の重要性を認識する必要がある。
 - ・ ソーシャルワーク機能を担う人材養成・確保も重要である。
 - ・ 地域共生の推進に大きな役割を果たしている共同募金事業の在り方を見直すべき。
 - ・ 成年後見制度の見直しを受けた総合的な権利擁護支援策の検討に当たっては、地方公共団体の権限の在り方も含め、法制審議会民法（成年後見等関係）部会の議論の状況を踏まえつつ、検討を継続すべき。
- 等の意見があった。

2 共同募金事業の見直しについて

2 共同募金事業の見直しについて

現状・課題

- 共同募金事業は、戦後間もなく開始されて以降、高齢、障害、こども、生活困窮等の福祉分野をはじめ、地域住民活動や災害支援など、地域に根ざした幅広い活動に助成を行い、地域福祉の推進に大きな役割を果たすとともに、一般市民の寄附の受け皿として重要な役割を果たしている。

【寄附募集禁止規定について】

- 共同募金事業による寄附金の配分に当たっては、共同募金の配分を受けた者とそうでない者との公平性を考慮するため、社会福祉法第122条において、**「共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない」**と定めているところ。
- 当該規定の背景には、共同募金が戦後の民間社会福祉事業の財源の窮乏を補う緊急の必要から、「民間事業者に対する財源の補填」という趣旨があったものと考えられるが、現代社会においては、当時と比べて社会福祉に関する制度や補助事業等が充実し、民間事業者に対する支援も増えている現代社会において、**共同募金の配分の有無によって公平性を考慮する必要性が薄れてきている。**
- 近年、クラウドファンディングなど寄附の形態も多様化し、地域の福祉活動を行う団体にとっても寄附収入は貴重な活動資源といえるが、共同募金による配分を受けた者の状況をみると、
 - ・ 1団体あたりの配分額が少額であること、
 - ・ NPO法人やボランティア団体などの小規模な団体が多く存在していること、等を踏まえると、**共同募金の配分を受けた者に対する寄附募集の制限は民間支援に逆行し、時代にそぐわなくなっている。**

【準備金の使途について】

- 各都道府県共同募金会が実施する共同募金の配分に当たっては、社会福祉法第117条に基づき、**原則として募金を実施した翌年度末までに配分**することとしている一方、法第118条第1項において、災害発生時に活用することを目的として3年以内を限度として準備金の積立を認めている。
- こうした中、少子高齢化や単身世帯の増加、孤独・孤立の問題の深刻化など、地域の課題は複雑化・複合化しており、こうした課題の中には既存の制度のはざまに位置するものもあり、公的制度やサービスだけでなく、地域における民間主体の柔軟な取組の充実が求められている。
- このような社会課題に対し、全国組織である中央共同募金会においては、**平成28年度から「赤い羽根福祉基金」（社会福祉法に基づく共同募金とは異なる）を造成し、社会課題への先駆的な取組に対して最大3年間の助成を実施**しており、その一部は国の予算化につながるなど、地域発の社会的モデルを創出している。

2 共同募金事業の見直しについて

論点

- 地域社会を取り巻く課題が複雑化する中で、地域に根ざした民間団体の自立的かつ継続的な活動を確保することが極めて重要であるが、こうした状況を踏まえ、その基盤を成す共同募金の果たすべき役割やその在り方についてどう考えるか。

【寄附募集禁止規定の見直し】

- 寄附を取り巻く社会情勢が変化している中で、共同募金の配分を受けた者に対し、寄附募集を制限することについてどのように考えるか。
- その際、共同募金事業は包括指定寄附金（※）の対象とされており、法人税の計算上全額を損金に算入することが可能である等、一定の優遇措置が設けられていることから、寄附募集禁止規定の見直しにあたっては、税制上の取り扱いについても留意する必要があるのではないか。

※ 昭和40年大蔵省告示第154号に基づき財務省があらかじめ包括的に指定した法人に対して行う寄附金。

（指定寄附金の例）国宝の修復、オリンピックの開催、赤い羽根共同募金、私立学校の教育研究等、国立大学法人の教育研究 等

【準備金の使途の見直し】

- 準備金の使途が災害発生時の活用に限定されている ことについてどのように考えるか。
- 近年の複雑化・複合化した地域の課題にきめ細かく対応出来るよう、中央共同募金会における取組を参考に、公的制度だけでは対応困難な社会課題への取組や地域のモデル的な取組など、一定規模の継続事業に対し、準備金を活用して重点的な配分を行うことについて、どのように考えるか。
- その際、透明性や客観性を担保する観点から、法第115条に規定する配分委員会の承認を受けることを条件としてはどうか。
- また、災害時における対応に支障が生じないよう、取崩額に上限を設けることなどにより、準備金が不足しないような工夫を検討する必要があるのではないか。

(参考) 中央共同募金会が実施する赤い羽根福祉基金

- 別の事業として中央共同募金会が実施している赤い羽根福祉基金では、安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、公的制度やサービスでは十分に対応できない地域課題や、制度のはざまにある社会課題の解決に向けて、先駆的で全国的なモデルとなる取り組みに対し助成を行っている。

赤い羽根福祉基金 助成概要



事業・活動

I) 支援事業・活動への助成

II) 活動の基盤づくり、ネットワークづくりへの助成

III) 調査・研究事業への助成

対象期間 単年度から最大 **3** 年
同一事業の実施期間は単年度から最大3か年まで

助成額 年間 **1,000** 万円を上限
各事業・活動に対して年間上限額1,000万円を助成

対象経費 事業に要する経費を対象
事業にかかる人件費等の管理経費を含めることが可能

助成方法 中央共同募金会から直接助成
年に1回公募により助成

※助成実績(平成28年から令和6年まで)

累計助成件数：204件 / 累計助成総額：12億7,948万円

国での予算化につながった助成事例

認定特定非営利活動法人 ピッコラーレ

東京都

『居場所のない若年妊婦のためのワンストップ型支援事業』
(助成年数：3年 助成総額：1,908万円)

活動の成果

1年目

- ・ 困難な背景を抱える若年妊婦へ医・食・住を提供する居場所「ぴさら」を開設
- ・ 性や避妊に関する相談ができるユースクリニック「ピコの保健室」を開設
- ・ 地域のステークホルダーとの連携に関するワークショップを開催

2年目

- ・ 「ぴさら」の継続した運営を行い、増加する各方面からの問い合わせを柔軟に受け入れた
- ・ 厚労省等ヒアリング、有識者会議、委員会に招聘され、代表が発表・提言を積極的に行い「特定妊婦等支援整備事業/特定妊婦等支援臨時特例事業」が国で予算化された

3年目

- ・ 「若年妊婦にやさしい地域づくり」を目的としたワークショップ勉強会を開催
- ・ 若年妊婦の居場所運営に関する実践ガイドを発行

➡ 3年前はほとんど前例のない活動であったが、人材育成、場づくりに時間がかかる居場所の立ち上げを行うことができた。
3年間の歩みを実践ガイドとしてまとめ、同じような妊産婦の居場所づくりを行う団体のモデルとなった。



参考資料

募金の状況

○ 募金額全体の70%以上を「戸別募金」（自治会・町内会等の協力による募金）が占めている。

種別	内 容	募金実績（R5年度）
戸別	・募金ボランティアが各家庭を訪問して募金をお願い集めるもの。自治会で回覧板等で周知後、封筒に募金を入れてもらうものや自治会費から募金するものなども含む。	11,355,221千円 (70.7%)
法人	・共同募金の意義に賛同した企業等の法人が利益や売り上げの一部を募金していただくもの。	1,753,425千円 (10.9%)
職域	・職場における募金箱の設置等により、従業員に募金を呼びかけ集めるもの	693,916千円 (4.3%)
街頭	・人の集まる街頭や小売店の店頭、イベント会場において募金を呼びかけ集めるもの。	259,013千円 (1.6%)
学校	・学校において、生徒会活動や福祉教育の一環として児童・生徒に募金を呼びかけ集めるもの	228,211千円 (1.4%)
その他	・共同募金会のホームページにアクセスし、クレジットカードやPaypayにより募金を行うもの ・歳末たすけあいにおいて指定の振り込み用紙により募金を行うもの	1,782,693千円 (11.1%)
		16,072,481千円

共同募金事業における税制上の優遇措置について

- 共同募金は、厚生労働大臣が告示で定める期間（毎年10月1日～翌年3月31日）に行う募金活動であり、共同募金の期間は、財務省及び総務省で指定寄附金として承認されており（※）、税制優遇措置がなされている。

※毎年度、中央共同募金会からの申請に基づき、財務大臣及び総務大臣が9月頃に告示している。

- 共同募金の期間外については、指定寄附金の対象外となっているが、共同募金会は社会福祉法人であることから、期間外に受け付けた寄附金は、特定公益増進法人（社会福祉法人）向け寄附としての税制優遇措置の対象となる。ただし、法人税は損金算入の限度がある等、指定寄附金と比べると、税制上の優遇措置が縮減される。

	指定寄附金	特定公益増進法人（社会福祉法人）
期間	共同募金の運動期間 （毎年10月1日～翌年3月31日）	通年
対象となる事業	社会福祉事業 更生保護事業	社会福祉事業 更生保護事業 その他社会福祉を目的とする事業
法人税 （国税）	全額損金算入	以下を限度として損金算入 （資本金等の額の0.375%＋所得金額の6.25%） ×1/2
所得税 （国税）	所得控除（寄附金※－2千円） または 税額控除（寄附金※－2千円）×40%（所得税額の25%が限度） ※総所得の40%が限度	
個人住民税 （地方税）	税額控除（寄附金※－2千円）×10% ※総所得金額等の30%を限度	（都道府県・市町村が条例により指定する場合に限り、指定寄附と同じ優遇措置）

準備金の積み立てが認められる範囲

- 共同募金の配分に当たっては、社会福祉法第117条第3項において、翌年度までに集めた寄附金を配分することとされているが、例外的に、法118条に第1項に定める特別な事情に備えるための準備金の積み立てを認めている。

社会福祉法第118条第1項

共同募金会は、前条第3項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条第1項に規定する災害の発生その他厚生労働省令で定める特別な事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額を限度として、準備金を積み立てることができる。

特別な事情（定義規定）	具体的な定義
災害救助法第2条第1項に規定する災害	<u>○住家被害による判断</u> ・ 1市町村において住居が人口に応じて設定した世帯数以上滅失（例：人口30万人以上の場合、150世帯以上滅失） ・ 1都道府県において住居が人口に応じて設定した世帯数以上滅失（例：人口300万人以上の場合、12,000世帯以上滅失） 等 <u>○生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合による判断</u> ・ 災害発生地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助が必要 ・ 被災者が食品の給与等に特殊の方法を必要とし、又は救出に特殊の技術が必要 <u>○災害が発生するおそれの段階で、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置</u>
災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条第1項に規定する災害	<u>○住家被害による判断</u> ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失 ・ 都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上 <u>○災害救助法の適用により判断</u> ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上
被災者生活再建支援法施行令第1条第2号又は第3号に規定する自然災害	<u>○住家被害による判断</u> ・ 自然災害により住宅が10世帯以上全壊する被害が発生した市町村区域 ・ 自然災害により住宅が100世帯以上全壊する被害が発生した都道府県区域

※滅失世帯のカウント方法
全壊→1世帯で1
半壊又は半焼→2世帯で1
床上浸水→3世帯で1

※ 「災害」の定義（災害対策基本法第2条第1項）

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

配分委員会について

- 配分委員会は、地域の多様な視点を反映させる委員構成と、法令に基づく運営体制により、共同募金の信頼性と透明性を担保するために重要な役割を果たしている。

社会福祉法第115条

寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置く。

- 2 第四十条第一項の規定は、配分委員会の委員について準用する。
- 3 共同募金会の役員は、配分委員会の委員となることができる。ただし、委員の総数の三分の一を超えてはならない。
- 4 この節に規定するもののほか、配分委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

主な特色

(第三者機関)

- ・ 配分委員会は、法第115条の規定に基づき設置された第三者機関であり、都道府県共同募金会は、共同募金の配分について、配分委員会の意見を聴いてこれを決定しなければならないこととされている。

(配分委員会の委員構成)

- ・ 地域の福祉ニーズを把握し、公正かつ合理的な配分を図るため、多様な関係者で構成されている。

(独立性)

- ・ 法第114条第1項第3号において、「当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。」及び法第115条第3項より、「共同募金会の役員は、配分委員会の委員となることができる。ただし、委員の総数の三分の一を超えてはならない。」とされていることから、配分委員会の独立性は担保されている。

※ 各共同募金会が定める「都道府県共同募金会配分委員会設置・運営要領」において、配分委員会において協議する事項として、「準備金の積立てに関する事項」も審議対象となっており、運用上、準備金の取り扱いについては、配分委員会においても協議されているところ。

参照条文 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第四節 共同募金

（共同募金）

第百十二条 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年一回、厚生労働大臣の定める期間内に限つてあまねく行う寄附金の募集であつて、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く。以下この節において同じ。）に配分することを目的とするものをいう。

（共同募金会）

第百十三条 共同募金を行う事業は、第二条の規定にかかわらず、第一種社会福祉事業とする。

2 共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人を共同募金会と称する。

3 共同募金会以外の者は、共同募金事業を行つてはならない。

4 共同募金会及びその連合会以外の者は、その名称中に、「共同募金会」又はこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

（共同募金会の認可）

第百十四条 第三十条第一項の所轄庁は、共同募金会の設立の認可に当たつては、第三十二条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をも審査しなければならない。

一 当該共同募金の区域内に都道府県社会福祉協議会が存すること。

二 特定人の意思によつて事業の経営が左右されるおそれがないものであること。

三 当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。

四 役員、評議員又は配分委員会の委員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。

（配分委員会）

第百十五条 寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置く。

2 第四十条第一項の規定は、配分委員会の委員について準用する。

3 共同募金会の役員は、配分委員会の委員となることができる。ただし、委員の総数の三分の一を超えてはならない。

4 この節に規定するもののほか、配分委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

（共同募金の性格）

第百十六条 共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

（共同募金の配分）

第百十七条 共同募金は、社会福祉を目的とする事業を経営する者以外の者に配分してはならない。

2 共同募金会は、寄附金の配分を行うに当たつては、配分委員会の承認を得なければならない。

3 共同募金会は、第百十二条に規定する期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。

参照条文 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（準備金）

第百十八条 共同募金会は、前条第三項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項に規定する災害の発生その他厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額を限度として、準備金を積み立てることができる。

2 共同募金会は、前項の災害の発生その他特別の事情があつた場合には、第百十二条の規定にかかわらず、当該共同募金会が行う共同募金の区域以外の区域において社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分することを目的として、抛出の趣旨を定め、同項の準備金の全部又は一部を他の共同募金会に抛出することができる。

3 前項の規定による抛出を受けた共同募金会は、抛出された金額を、同項の抛出の趣旨に従い、当該共同募金会の区域において社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分しなければならない。

4 共同募金会は、第一項に規定する準備金の積立て、第二項に規定する準備金の抛出及び前項の規定に基づく配分を行うに当たっては、配分委員会の承認を得なければならない。

（計画の公告）

第百十九条 共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ、都道府県社会福祉協議会の意見を聴き、及び配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告しなければならない。

（結果の公告）

第百二十条 共同募金会は、寄附金の配分を終了したときは、一月以内に、募金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額並びに第百十八条第一項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額を公告しなければならない。

2 共同募金会は、第百十八条第二項の規定により準備金を抛出した場合には、速やかに、同項の抛出の趣旨、抛出先の共同募金会及び抛出した額を公告しなければならない。

3 共同募金会は、第百十八条第三項の規定により配分を行つた場合には、配分を終了した後三月以内に、抛出を受けた総額及び抛出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を公告するとともに、当該抛出を行つた共同募金会に対し、抛出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を通知しなければならない。

（共同募金会に対する解散命令）

第百二十一条 第三十条第一項の所轄庁は、共同募金会については、第五十六条第八項の事由が生じた場合のほか、第百十四条各号に規定する基準に適合しないと認められるに至つた場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

（受配者の寄附金募集の禁止）

第百二十二条 共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。

第百二十三条 削除

（共同募金会連合会）

第百二十四条 共同募金会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、共同募金会連合会を設立することができる。